

平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について

郡山市財務部財政課

I 健全化判断比率の状況

平成 30 年度決算に基づいて、健全化判断比率_{*}を算定したところ、実質赤字比率_{*}及び連結実質赤字比率_{*}はともに実質収支が黒字で赤字額はなく、実質公債費比率_{*}及び将来負担比率_{*}はいずれも国の示した早期健全化基準_{*}を大きく下回っており、「健全」な状況となっています。

比率名	平成 30 年度	平成 29 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	11.25%	20.00%
連結実質赤字比率	—	—	16.25%	30.00%
実質公債費比率	5.0%	5.6%	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	—	—	350.0 %	

※「—」の表示は、実質赤字額_{*}、連結実質赤字額、将来負担比率がないことを示します。

1 実質赤字比率

実質赤字比率とは、地方公共団体の一般会計等_{*}の赤字額を標準財政規模_{*}の額で除して赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額(実質収支額)}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位:千円)

区 分	実質収支額				
	平成 30 年度	平成 29 年度	増減	増減率	
一般会計	3,959,486	3,870,737	88,749	2.3%	
一般会計等 属する 特別会計	公共用地先行取得事業	0	0	0	—
	県中都市計画荒井北井土地区画整理事業	0	0	0	—
	県中都市計画中谷地土地区画整理事業	0	0	0	—
	県中都市計画富田第二土地区画整理事業	0	0	0	—
	県中都市計画伊賀河原土地区画整理事業	0	0	0	—
	県中都市計画徳定土地区画整理事業	0	0	0	—
	県中都市計画大町土地区画整理事業	0	0	0	—
	郡山駅西口市街地再開発事業	0	0	0	—
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	26,306	17,695	8,611	48.7%
計	3,985,792	3,888,432	97,360	2.5%	
標準財政規模	68,306,533	67,407,452	899,081	1.3%	
実質赤字比率(%)	—	—	—	—	

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率は、平成 30 年度一般会計等の翌年度に繰越すべき財源を差引いた実質収支額_{*}が 3,985,792 千円の黒字であり、実質赤字は生じず、比率の表示は「—」となります。

2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、すべての会計の黒字や赤字を合算し、標準財政規模の額で除して地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額(実質収支額又は資金不足額・剰余額)}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位:千円)

区 分		実質収支額又は資金不足額・剰余額				
		平成 30 年度	平成 29 年度	増減	増減率	
一般会計等		3,985,792	3,888,432	97,360	2.5%	
一般会計等以外の会計	国民健康保険	230,790	1,134,831	△904,041	△79.7%	
	後期高齢者医療	27,918	14,754	13,164	89.2%	
	介護保険	775,862	288,620	487,242	168.8%	
	駐車場事業	0	0	0	—	
	公営企業会計 法適用企業	水道事業	10,118,412	10,034,056	84,356	0.8%
		工業用水道事業	55,917	43,555	12,362	28.4%
		下水道事業	205,779	60,107	145,672	242.4%
		農業集落排水事業	6,680	11,293	△4,613	△40.8%
	法非適用企業	総合地方卸売市場	0	0	0	—
		熱海温泉事業	513,455	430,990	82,465	19.1%
		湖南簡易水道事業	0	0	0	—
		熱海中山簡易水道事業	0	0	0	—
		中田簡易水道事業	0	0	0	—
	工業団地開発事業	0	0	0	—	
計		15,920,605	15,906,638	13,967	0.1%	
標準財政規模		68,306,533	67,407,452	899,081	1.3%	
連結実質赤字比率(%)		—	—	—	—	

一般会計及び特別会計の全会計を対象とした実質収支額又は資金不足額・剰余額の標準財政規模に対する比率については、平成 30 年度全会計の実質収支額等が 15,920,605 千円の黒字であり、公営企業会計以外の会計の実質赤字はなく、また、公営企業会計においてもマイナスがないことから、比率の表示は「—」となります。

3 実質公債費比率

実質公債費比率とは、借入金(地方債*)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{\text{(地方債の元利償還金、準元利償還金) - (特定財源、特定の基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - 算入公債費等の額}}$$

(単位:千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
地方債の元利償還金、準元利償還金	15,100,956	14,765,916	14,148,778
特定財源、特定の基準財政需要額算入額	11,582,254	11,686,803	11,958,104
標準財政規模	67,264,598	67,407,452	68,306,533
算入公債費等の額	9,556,532	9,556,146	9,333,067
実質公債費比率(単年度)	6.1 %	5.3 %	3.7 %
実質公債費比率(3か年平均)	5.0 %		

過去3か年の実質公債費比率は、平成 28 年度が 6.1%、平成 29 年度が 5.3%、平成 30 年度が 3.7%で、3か年の平均は 5.0%となり、早期健全化基準の 25.0%を大きく下回っており、良好な状況となっています。

4 将来負担比率

将来負担比率とは、地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 - 充当可能財源等}}{\text{標準財政規模 - 算入公債費等の額}}$$

(単位:千円)

項 目	金額			
	平成 30 年度	平成 29 年度	増減	増減率
将来負担額 ①	134,024,816	139,862,369	△5,837,553	△4.2%
地方債の現在高	82,740,403	85,251,089	△2,510,686	△2.9%
債務負担行為に基づく支出予定額	462,828	1,725,208	△1,262,380	△73.2%
公営企業債等繰入見込額	35,238,947	36,727,246	△1,488,299	△4.1%
組合等負担等見込額	617,289	654,007	△36,718	△5.6%
退職手当負担見込額	14,965,349	15,504,819	△539,470	△3.5%
損失補償を行った第三セクター等への負担見込額	0	0	0	—
連結実質赤字額	0	0	0	—
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	—
充当可能財源等 ②	150,296,967	149,125,788	1,171,179	0.8%
充当可能基金	29,114,440	26,779,863	2,334,577	8.7%
充当可能特定歳入	16,252,261	15,268,272	983,989	6.4%

うち都市計画税	13,035,219	11,665,171	1,370,048	11.7%
基準財政需要額算入見込額	104,930,266	107,077,653	△2,147,387	△2.0%
将来負担すべき実質的な負債額(①-②)	△16,272,151	△9,263,419	△7,008,732	△75.7%
標準財政規模③	68,306,533	67,407,452	899,081	1.3%
算入公債費等の額④	9,333,067	9,556,146	△223,079	△2.3%
将来負担比率(①-②)／(③-④)	—	—		

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率は、地方債の残高、**債務負担行為**に基づく支出予定額、退職手当負担見込額及び損失補償を行った**第三セクター**等への負担見込額に係る負担など 134,024,816 千円から充当可能財源等 150,296,967 千円を差し引いた平成 30 年度における将来負担すべき実質的な負債額は、△16,272,151 千円となっています。このため標準財政規模 68,306,533 千円から算入公債費等の額 9,333,067 千円を差し引いた額に対する比率はマイナスとなることから算出されず、前年度同様となりました。

Ⅱ 資金不足比率の状況

資金不足比率(**経営健全化基準**)とは、**公営企業**の資金不足額又は剰余額を、公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して指標化し、経営状況の悪化の度合いを示すものです。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額又は剰余額}}{\text{事業規模}}$$

(単位:千円)

区分	平成 30 年度			平成 29 年度			
	剰余額	事業規模	資金不足比率	剰余額	事業規模	資金不足比率	
法適用企業	水道事業	10,118,412	7,329,643	—	10,034,056	7,357,611	—
	工業用水道事業	55,917	52,351	—	43,555	52,109	—
	下水道事業	205,779	5,153,190	—	60,107	5,169,285	—
	農業集落排水事業	6,680	128,324	—	11,293	128,606	—
法非適用企業	総合地方卸売市場	0	234,775	—	0	234,193	—
	熱海温泉事業	513,455	113,886	—	430,990	74,493	—
	湖南簡易水道事業	0	35,684	—	0	35,702	—
	中田簡易水道事業	0	2,230	—	0	2,193	—
	熱海中山簡易水道事業	0	1,274	—	0	1,315	—
	工業団地開発事業	0	4,226,264	—	0	5,163,347	—

各公営企業会計(法適用及び法非適用)においては、いずれの会計も資金不足はなく、比率の表示は「—」となります。

Ⅲ 用語説明

【健全化判断比率】

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称です。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持っています。

【早期健全化基準】

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。

【財政再生基準】

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。

【実質赤字比率】

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模(地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもの)に対する比率です。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

【一般会計等】

地方公共団体財政健全化法における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のものが該当します。

【標準財政規模】

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額をいいます。

【実質赤字(収支)額】

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した額をいいます。

【連結実質赤字比率】

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

【公営企業(法適用企業・法非適用企業)】

公営企業とは地方公共団体が経営する企業であり、法適用企業と法非適用企業に分類されます。地方公共団体財政健全化法においては、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、地方財政法第6条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業であって法適用企業以外のものを法非適用企業と定義しています。

【実質公債費比率】

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標です。

【将来負担比率】

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。

【資金不足額】

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としています。

【資金不足比率】

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標です。

【経営健全化基準】

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値です。

【公債費】

地方債の元金の返済、利子の支払いに要する経費のことです。

【地方債】

地方公共団体が道路整備や学校の建設など、ある年度にたくさんのお金が必要な場合に将来にわたり返済することを約束して借り入れる借金をいいます。

【債務負担行為】

予算は単一年度で完結するのが原則ですが、将来にわたる支払義務に対応するため、あらかじめ後年度の債務を約束することを債務負担行為といいます。

【第三セクター】

国や地方公共団体(第一セクター)と民間企業(第二セクター)の共同出資によって設立される事業体。地域開発など本来は国や地方公共団体が行うべき事業を、民間の資金・能力の導入によって官民共同で行うものです。